三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千五百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡五ケ瀬町大字三ケ所字日陰平六九一二(次の図に示す部分に限る。)

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び五ケ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千五百四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字中川四七五二の二(次の図に示す部分に限る。)、四七五二の七から四七五二の九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千五百四十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市北川町川内名字オヤブ山一〇六六九の一七、一〇六六九の三五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字オヤブ山一〇六六九の一七・一〇六六九の三五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千五百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県西都市大字寒川字浅薮一六六の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西都市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千五百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市北川町長井字松内五六三の一・五六四の二・五六四の三・五六四の七・五六四の一四・五六四の二三・五六五の二(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)、五〇三の二、五六三の二一、五六三の二二、五六四の一六、五六六の一から五六六の三まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千五百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字村所字砿山谷二一二の六、二一七の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字砿山谷二一二の六・二一七の三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千五百五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県小林市東方字木浦木五七四〇の六、五七四〇の七、五七四〇の九、五七四〇の一四、五七四〇の一九、五七四〇の二六から五七四〇の三〇まで、五七四〇の三三、五七四〇の三四、六〇三八の一、六〇三八の七、六〇三八の三四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字木浦木五七四〇の六・五七四〇の一四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。